



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】10月からの制度改正③

今年の10月は労働社会保険制度の分野で多くの法改正が行われ、改正事項のインパクトでいえば働き方改革のとき以来の濃い内容で網羅されています。

10月1日の施行日に向けて、今月号は3回シリーズの最終回です。

第3回 育児休業期間中の社会保険料免除・育児休業給付の改正

育児休業期間中の社会保険料は会社の届出により給与と賞与に係る保険料が免除されます。免除対象となるのは「休業を開始した月分から復帰した月の前月分」までとされていますが、休業期間が1か月に満たない場合など、短期間の休業のケースでの取り扱いが10月より変更されます。

出生時育児休業・育児休業期間中の社会保険料免除

給与にかかる社会保険料の免除 同一月内でも**14日以上**の休業は免除の対象になります。

賞与にかかる社会保険料の免除 休業期間が**1か月を超える**場合に免除となります。

パターン別の保険料免除（それぞれ同月に賞与が支給された場合） ※○：免除 ×：免除なし

9月まで（改正前）					10月から（改正後）				
ケース	開始日	終了日	給与 (9月分)	賞与	ケース	開始日	終了日	給与 (10月分)	賞与
①	9/1	9/30	○	○	④	10/1	10/31	○	×
②	9/1	9/20	×	×	⑤	10/1	10/20	○	×
③	9/30	9/30	○	○	⑥	10/31	10/31	○	×

！ここがポイント

●「1日育休」へのけん制

育児休業は取得期間に下限はなく、1日だけ休業することも可能です。

社会保険料は月末まで休業するとその月分が免除となるため、改正前の取扱いでは、賞与支払月の月末1日だけ休業すると「給与1か月分+賞与」の社会保険料が免除されていました。

一方、月末まで休業せずに同月内で復帰した場合、免除されない不公平感もありました。

今回の改正は、この「1日育休」の弊害を解消する狙いがあります。

労務Room Q & A

Q

育児休業給付の改正内容は、どのようなものですか？

A

出生時育児休業および育児休業期間についてそれぞれ育児休業給付が支給されるようになります。

分割取得をした場合でも、それぞれの休業期間について給付対象となります。この場合、給付額については原則として初回休業時に登録した賃金額をもとに決定されます。

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

士業の商法

2018年に働き方改革関連法が公布されたとき「70年ぶりの大改正」という言葉が飛び交いました。終戦直後に労働三法－労働基準法・労働組合法・労働関係調整法－が施行されて以来、70年ぶりに労使関係のルールが大きく変わることを示唆したものです。

4年経った現状評価はさておき、10月より社会保険労務士に関係する改正も（ひっそりと）約70年ぶりに行われます。士業事務所の社会保険の適用拡大です。（右下図・赤字箇所）

これまで社労士や弁護士、税理士などの士業事務所は、個人事務所であれば人数に関係なく社会保険は任意加入の取り扱いでしたが、5人以上の場合には強制加入に変更となります。

この世界に身を投じた頃、社労士業界は創設以来の大きな変革期を迎えていました。社労士法人制度の導入や特定社労士制度の開始など、組織力の強化と競争の自由化を促すものでした。

官公庁出身者から選ばれていた全国社労士会の会長ポストを現役のプロパー社労士が担うようになったのも、この頃からだったと記憶しています。

今回の改正は、我々の事業も他の産業と同じ土俵で活動することを求めるものです。士業といえども商売でもあるなら「武士の商法」に甘んじることもできないでしょう。「商い（あきない）」というからには、**飽きず**に続けなければなりません。

士業事務所の社会保険

法人の場合

1人から強制加入

個人事業の場合

5人以上から強制加入

【魚くん探知記】 今月の一尾

鮎 : はたはた

ハタハタといえば秋田です。「♪秋田名物八森はたはた（秋田音頭）」に始まり、郷土の名産品「しょつたる」の原料にもなります。

元来は深海魚で、雷が鳴ると日本海沿岸で多く獲れたため地元では「カミナリウオ」ともいいます。

県魚に指定するほどの愛着ぶりですが、最近の漁獲高ランキングでは、兵庫県や鳥取県の後塵を拝しています。

鳥取では「シロハタ」と呼びますが、秋田としてはこのまま**白旗**では終われません。厳しい漁獲制限によって回復基調にあります。

ハタハタはもう食べ**飽きた**、となる時代が再びくるのでしょうか。



【一劇必撮】 今月の一枚



甲斐の猿橋

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



SRP II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言